

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成 23 年 3 月 30 日 (水) 13:30 ~ 16:30
 2. 場所 県庁東館 7 階 大会議室
 3. 議題 1) 会長の選出について
2) (仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、遊磨委員、藤本委員、浅見委員、樋口委員、定森委員、鳥居委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
 5. 内容 占部会長、諏訪副会長の選出について
当該事業に係る環境影響評価準備についての説明および質疑応答
-

【議事概要】

議題 1)

(委員の互選により、占部委員が会長、諏訪委員が副会長に選出された)

議題 2)

(事業者) 事業者から、今回の事業についての環境保全に関する取り組みの姿勢、本事業の概要について説明します。

滋賀県が環境保全の先駆的な取り組みとして、第三次滋賀県環境総合計画のもと、推進している持続可能な滋賀社会実現のため、また、大津市が推進している大津市環境基本計画の基本目標である、「共生・循環・健康・快適・協働」の視点に立ち、事業者として、地球環境を守る社会的責任の上からも、滋賀の美しい自然と豊かな環境を守るため、環境の保全に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

創価学会の墓地公園は、昭和 52 年、北海道石狩市での開設をはじめとして、現在、全国に 12ヶ所開設しています。これらの墓地公園は、恒久性、平等性、明るさをコンセプトに、平和と調和を象徴した施設として、来園者や地域の方々にも大変親しまれています。特に園内は一面芝生墓地となっており、周囲の自然環境との調和を考慮した緑化計画で、それぞれの地域の自然を生かした緑豊かな景観づくりに努めています。年間を通して、日常的に清掃管理を行っており、訪れるの方々にとって、平和なたたずまいと安らぎの憩いの場ともなっています。

ここで、このたび計画している墓地公園における環境保全の具体的な取り組みについて説明します。

第一に、循環型社会への取り組みとして一点目は、芝生墓所の採用です。今回の事業計画においては、開発対象区域面積の約 30%は芝生墓所とすることで、残存緑地や造成森林等を含めて、敷地全体の約 8割が植生となります。これを二酸化炭素吸収源および温暖化抑制源として、墓地という性格の上からも永代にわたり保全をして行きます。また、芝生の管理については、除草剤は使用せず、手作業による除草を行い、生態系に悪影響を与えないように取り組んで行きます。さらに、植栽管理における散水については、雨水を利用します。特に芝生については、洋芝は成長が早く、水の補給が頻繁に必要となるため、既存墓地公園と同様に野芝を採用することにより、日常的に散水する必要はなく、湯水期等の一時的な散水補給で対応が可能になります。

二点目は、省エネ、省資源の施設設計です。建物施設は省エネ設計としており、採光に関しては、トップライト等を多く採用することで、より自然光を取り入れ、人工照明を極力使わないように配慮しま

す。また、夜間は閉園とするため、外灯も含めて全消灯し、電力はほとんど使用しません。さらに太陽光発電等の自然エネルギーも取り入れ、環境負荷を極力低減して行きます。また、園内施設で最も多く水を使用する箇所はトイレであるため、トイレの衛生器機は節水機や節水型を使用することで水の節約にも努めて行きます。

三点目は、資源の再利用です。植栽管理において発生する間伐材等は、極力循環型対応をします。今日までも、静岡県の富士桜自然墓地公園ではバイオマス発電の燃料として、また、三重県の中部池田記念墓地公園ではパルプ材の原料として利用されています。

四点目は、廃棄物の減量とリサイクルの推進です。既存墓地公園において、園内のごみ処理については、墓所等を汚さないよう、供物等の持ち帰りを徹底しており、法要の際や園内案内放送で常に呼び掛けています。また、納骨取り扱い員が日常的に墓所を点検、管理し、墓域は常に清潔に保たれています。一方、園内で発生したごみは分別回収をした上で、業者に委託して搬出し、行政の基準にのっとり、リサイクル等の適正処理をしています。今計画においても、既存の墓地公園同様に徹底した管理をして行きます。

五点目は、大気汚染対策です。来園者に対して、園内でのアイドリングストップの励行を促進し、バス等の公共交通機関の利用により、マイカー利用の軽減に努めて行きます。既存の墓地公園では、土日や繁忙期を中心にバス事業者が墓地公園と主要駅等との路線および直通バスを運行している例もありますので、供用に際してはバス事業者と十分に協議して行きます。

第二に、自然との共生社会への取り組みについて、一点目は恒久的な環境保全と育成へ貢献します。当会の墓地公園の建設は、滋賀の美しい自然と豊かな環境に配慮した施設として、単なる墓地の開発だけでなく、持続的に環境保全ができる事業としたいと考えています。特に、墓地という永代にわたる管理が必要な施設であることから、恒久的に自然環境を保全し、持続可能な社会づくりと人と自然との共生を目指した環境育成へ貢献していく事業として取り組んでいきたいと考えています。

二点目は、環境意識の醸成です。全国各地の墓地公園は、それぞれの地域の自然を生かした景観により、来園者が豊かな自然環境に触れる絶好の機会となっています。訪れた人々が環境に思いをめぐらせ、自然のうちに環境改善に取り組むことができる社会づくりに貢献していく、環境配慮の行動精神の醸成にも大いに寄与して行きたいと考えています。

最後に、供用開始後の管理体制について説明します。

維持管理体制。園内管理のための従事者は、納骨受付等の専門の職員、清掃管理の職員、納骨取り扱い員、食堂従業員となっており、その他に春秋のお彼岸、お盆等の繁忙期には交通整理専門員、さらに年間を通しての植栽管理作業員の管理体制となっています。このたび、滋賀県大津市に計画した(仮称)創価学会滋賀メモリアルパークについては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、地域の環境にも十分に配慮して計画を進めて行きたいと思えます。

(事業者が、準備書第1章および第2章について説明)

(委員) 公共性ということを強調されていましたが、今回計画している墓地は、どなたでも利用することができるのでしょうか。

(事業者) 私どもの墓地の使用は、会員に限って使用の募集をしています。しかし、墓地には承継という手続があり、結果として、会員ではない方が承継されて、会員以外の方が所有者となるケースが多々

あります。

また、墓地公園の区域には、公開時間である 9 時から 17 時の間は、どなたでも入場できます。

(委員) 他の墓地で、どれぐらいの会員以外の方がお墓を持っていらっしゃるのでしょうか。

(事業者) 正確な数字はありませんが、承継が行われるケースは結構あり、所有者が必ずしも会員ではない場合があります。

(委員) 土地利用の計画全体について、土地の切り盛りが相当ありますが、どのぐらいの工事量になるのでしょうか。

それと、例えば、地震があったときに、その土盛りの部分はどうなるのか予測されていますか。一定規模の地震が起こったときに、盛り土が流れ去るようなことは考えられないのでしょうか。

(事業者) 簡単に申し上げますと、場内では切り盛りで土量のバランスをとる計画ですので、外部から土を持ち込んで、大きく盛土をするということはありません。その結果、切土法面の最高高さが 20m ぐらいになると予測しています。

(委員) 切土、盛土の収支を 0 (ゼロ) にするということは、準備書の p.1-48 の「表 1-12 運土計画表」に記載されていますが、切り土を移動し、打ち固めることによる変化率 (0.95) は、基岩の性質を考えて決められた数字なのでしょうか。

(事業者) 地質調査結果データに基づく妥当な数字と考えています。

(委員) 農薬の関係について、芝地の管理で除草剤は使用しないと説明されていましたが、樹木に害虫が発生した場合は、殺虫剤、防虫剤等は使用されるのでしょうか。

(事業者) 植栽で、サクラ類を植栽する予定ですので、アメリカシロヒトリ等、害虫が発生した場合は、周囲に拡散する恐れがありますので、手に負えない場合は、やむを得ず農薬を部分的に使用したいと考えています。

(委員) 農薬を使用してはいけないということではありませんが、使用する場合、雨で流れて、散布した農薬が水生昆虫等に影響を及ぼす可能性がありますので、農薬使用に関する計画、管理計画を立てて頂きたい。

(事業者) ご指摘のとおり、管理計画に反映したいと思います。

(委員) 先ほどの説明では、自生する木で公園を造りたいとのことでしたが、どのようなサクラを植える予定でしょうか。事業計画地周辺には、ヤマザクラぐらいしか自生していないと思います。

(事業者) 自生種としてはヤマザクラですが、日本人にとってはソメイヨシノが一般的ですので、少し

は取り入れたいと考えます。

(委員)「循環」をうたっている以上、観光用のサクラを入れるようなことを極力しない方が、創価学会からの外部アピールになるのではないのでしょうか。

ソメイヨシノを植えるから、アメリカシロヒトリが出るかも知れないわけで、もともと事業計画地に生えている植物だけを植えていれば、余計な農薬を散布しなくても良いかも知れない。そのようなことを、もう少し考えて頂きたい。

(事業者)ご指摘を十分考慮して、樹種の選定に臨みたいと思います。

(委員)切り盛りの話に戻りますが、盛土の高さが 20m ぐらいになる場所の勾配はどのくらいになるのでしょうか。地下排水への対応をきっちり実施されるので、地盤への影響は軽減すると思いますが、地震が起こったり、浸透度を上回るような大雨が降ったりした場合、法面の安定性についてどの程度評価されているのでしょうか。

(事業者)盛土法面については、安定勾配である 1 対 1.8 で計画をしています。

地下排水については、段階的に地下排水施設を設けて、防災に対する安全性を考えています。斜面の安定解析も行っており、1 対 1.8 の勾配で安全率を確保しています。

(委員)夕方、墓園を閉鎖されるということですが、人間だけでなく野生動物に対しても閉鎖したものとして頂きたい。と言いますのは、あれだけの面積が芝地になると、イノシシやシカの大発生地となる可能性があり、周辺で農業被害を巻き起こす可能性があるためです。ですから、事業計画地の周囲は、シカが全く入れないような高さのフェンスを設置することが大前提であるとともに、ゲートについても同様に全くシカが入れないものにする必要があります。

(事業者)他の墓園で獣害対策の経験がありますので、周囲の外柵や正面ゲートを十分な高さのものにしたいと思います。

(委員)高さの問題もありますが、下からもぐられる場合もあります。

(事業者)イノシシ専用の柵があります。網が入る方向に対して地面のほうに 30 cm が 40 cm ぐらいせり出しており、杭を打ち込むとイノシシがもぐれないというものです。今回は、人の安全、施設の安全という意味で、イノシシおよびシカの対策を講じたものを外周に設置する予定としております。

(事業者が、準備書第 3 章および第 8 章について説明)

(委員)水路改修の内容を説明して頂きたい。また、沈砂池の容量を 2 倍程度にすることについても、場所と内容を説明して頂きたい。

(事業者)まず、水路の改修ですが、準備書の p. 1-61 に、水路の断面図を示しています。環境保全型

で、自然に戻っていく護岸ブロックを使った水路改修を計画しています。

(委員) 水路幅はどれぐらいですか。

(事業者) 水路幅は、1対0.5の勾配が付きますので、上側で5.2m程度になるかと思います。

続いて沈砂池ですが、準備書のp.5-3-22の図面の水色の部分が仮設沈砂池の位置です。全体的には、谷筋に仮設沈砂池を設ける計画としています。

仮設沈砂池の容量は、基準(開発に伴う雨水排水計画基準(案))に従い計算した容量の2倍程度のものとし、環境負荷を削減したいと考えています。

(委員) 水路を設置する場所はどの範囲でしょうか。また、準備書p.5-3-22の図で設置箇所が示されている沈砂池は、容量を倍にしない場合の大きさですか。

(事業者) 準備書p.5-3-22に示している沈砂池は、容量を倍にする前のものです。

(委員) これを広げて処理能力を倍にするということでしょうか。

(事業者) はい。

(委員) 面積を倍にして容量を確保するわけではないと思いますが、倍の容量を確保することは本当に可能でしょうか。

(事業者) 可能と考えています。

ただし、沈砂池の中で、準備書p.5-3-22の図面に示す仮設沈砂池とは、永久構造物として設置する予定であり、先に設置して沈砂池に流用することとしていますので、容量を2倍とするものではありません。

また、水路の改修延長ですが、準備書p.1-28の図で緑色に着色している部分です。

(委員) 水路の上側の幅員が5.2mとなるのは、準備書p.1-28の図のどの部分でしょうか。

(事業者) 茶色で着色している沈砂池の直下から緑色で着色している部分全てです。

(委員) 先ほどの沈砂池について、永久構造物が広い面積を占めるとは思いますが、それらを先に設置して、残りの部分で倍の処理能力を確保するのは、本当に可能なのでしょうか。

(事業者) 仮設沈砂池の容量については、裸地状態から流出する年間の土砂の量を約300t/(ha・年)と考えています。これをもとに、流域面積から年間の堆砂量を算出し、2ヶ月に1回沈砂池の浚渫を行うことにしておりますので、倍の処理能力を確保することは可能だと考えています。

(委員) 動物への環境保全措置の部分に、污水排水と雨水排水を分離する旨の記載がありますが、污水

排水は、準備書 p.1-28 に記載されている沈砂池にも水路にも放流しないのでしょうか。

(事業者) 浄化槽排水(汚水排水)については、沈砂池を経由せずに水路に直接放流し、雨水については、沈砂池を経由して水路に放流します。

(委員) 最終的には、浄化槽排水、雨水排水のどちらも水路を通り、放棄水田の部分に水が流れないのでしょうか。

(事業者) そうです。

(委員) 何点が質問します。まず、交通量の予測ですが、過去の墓園のデータから、お盆の最盛期でも500台/時程度の入場台数を予測されていますが、今回計画されている墓地は、どれぐらいのペースで分譲する予定なのでしょうか。

(事業者) 現在、大津市と墓地、埋葬等に関する法律の関係で協議中ですが、総基数としては約3万基を予定しています。開園時の取得予測は、3万基のうち2万5千基から2万7千基ぐらいまでを予測しています。残りは、5年から10年ぐらいかけて、取得されると考えております。

準備書に記載している交通量の予測については、開設後10年から20年が経過し、入場者数が安定した墓園の実績値を使用しています。

ただし、墓地という性格上、取得後、直ちに使用されず、あらかじめ取得されるケースも多々ありますので、5年、10年、20年かけて使用率が徐々に上がっていくものと考えています。

(委員) 分譲は早いですが、実際の利用まで期間があくケースもあるので、最初の数年で入場者数がピークに達するということはないということですね。

(事業者) そうです。

(委員) 計画によると、この墓地にはかなり関西の広域から来場されると予測されていますが、そのアクセスルートはどこかに記載されているのでしょうか。

(事業者) ピーク時の各方面からの車両台数を準備書 p.1-17 に記載しております。

(委員) 各方面からの車両の進入状況を準備書 p.1-17 の (マル)の部分で予測した結果、渋滞は起こらないということですね。

(事業者) 準備書 p.1-19 を見て下さい。「供用後交通量の検討」で、最も交通量が集中する箇所が地点1(事業計画地から北側の瀬田川を渡った交差点)になると思います。交差点解析では、交差点飽和度が1より大きくなる場合は、交差点が渋滞を起こして、さばき切れなくなります。検討の結果、地点1では、現況が0.309に対し、供用後は0.504で、飽和度が0.8以下となり、渋滞は起こらないと評価しています。

(委員)わかりました。それと、今回の墓地公園へのアクセス方法について、車以外の手段がないと思いますが、ピーク時は近隣の駅からシャトルバスで移動する等の予定はないのでしょうか。

(事業者)公共交通機関をなるべく利用できるようにしたいと考えており、近くの駅等から、バス事業者による路線バスが運行されるのが一番良いと考えています。

それと、既存施設では都市部からの直通バスも運行されておりますので、路線バス、直通バスの両方が運行されるように、バス事業者と協議したいと考えています。

(委員)渋滞緩和のためにも、そういう努力をされるということ、明記して頂きたいと思います。

それと、大気質でお聞きします。工事中の二酸化窒素の短期予測結果ですが、中公審の基準の0.1ppmと比べれば充分低いのですが、環境基準の上限値になっている点が気になります。実際の予測に使用した排出原単位については、その年度において使用される最新式の低公害型の建設機械の普及率等を勘案したものを使用されていると思いますが、今回の事業では低公害型の建設機械の比率を高め、これらの排出原単位が安全サイドの設定となるようにして頂きたい。準備書の環境保全措置等に記載されている内容は、「努力する」程度ではなく、具体的に目標とする使用率を明示し、さらに環境負荷の低減を実施すること等を明記して頂きたい。

(事業者)ご指摘は、十分検討したいと思いますが、準備書での予測評価は、風向、気象条件、オフロード法の対象機械の設定等、最も影響が大きくなる条件で試算しており、実際は予測を下回るものと考えています。

(委員)安全サイドの設定であることがわかるような記述にして下さい。

(委員)重要種、動物の生息場所である植生の維持方法、設計に関連して、準備書 p.5-8-67 のニホンアカガエル、p.5-8-69 のモリアオガエル、p.5-8-61 のカヤネズミについて質問します。

一点目は、ニホンアカガエルの卵塊が見つかった場所が、事業計画地内で2ヶ所と非常に限られており、その両方が改変区域になっていることについてです。ニホンアカガエルは、少し開けた水面のある湿地に卵を産み付けるものと理解しており、事業計画地からの雨水、浄化槽排水が放棄水田に流入しない状況で、どのように早春の水面を確保されるのでしょうか。

二点目は、モリアオガエルですが、事業計画地内で、それぞれ2ヶ所で卵塊と幼生が見つかっていません。モリアオガエルには、水面に樹林が枝を伸ばしているところが必要であり、それを沈砂池で対応するというのですが、沈砂池は季節ごとに水位がかなり変動すると考えられます。従って、卵塊が落ちてきたり、幼生が落ちてきたりしたときに、乾燥した土の上には落ちないということもあり得ますので、池の周囲を過湿な状態の場所に植栽するのか、通常は乾燥状態の場所に植栽するのか、季節変動する水面に対してどのような植物をどのような位置に植え付けるのか、そのあたりをどのようにお考えなのでしょうか。

三点目はカヤネズミです。永久構造物として設置する調整池のあたりでカヤネズミが確認されていますが、事業計画地の植生調査結果から考えると、カヤネズミの生息地の主なものとして、湿地草本群落としてまとめておられる中の優占種のひとつ、オギが第一に挙げられると思います。オギ原は、放棄水

田の中ですと、やや乾燥した場所に成立することから、カヤネズミが営巣できるような場所と、湿地や水域を好むニホンアカガエルやホトケドジョウのようなものが生息できる場所を合体させた放棄水田のあり方を、どのように捉えているのでしょうか。

(事業者) 1点目のアカガエルの産卵場所ですが、今回アカガエルの卵が確認されている地点は、実際は湿地そのものではなく、湿地に接する農道の水たまりです。湿地が産卵場所になっておりますので、全体的な面積は小さくなりますが、放棄水田の一部を保全して産卵場所は担保できると考えています。

2点目のモリアオガエルの産卵場所となっている調整池については、沈砂池として改修しますが、改修の段階では、一次避難という形でモリアオガエルへの影響が小さくなるように配慮したいと思います。その後、沈砂池の完成後、産卵場所として機能するためには、水面上に樹木が伸び、産卵した卵や幼生が落ちて生息できるような植栽になるよう配慮したいと思います。

3点目のカヤネズミについては、生息範囲の縮小は否めませんが、保全する放棄水田の周辺に、林縁部や草地等も残りますので、生息場所は残るものと考えています。

(委員) まず、アカガエルについてですが、生息場所である放棄水田が確保されましても、そこが過湿な状況で維持されるのでなければ、アカガエルの生息場所にはなりません。先ほどの排水に関する質問の際に、浄化槽排水も雨水排水も、どちらも水路を通り、放棄水田には水が流れないと答えていただきましたが、それでは、過湿な環境条件を維持できないのではないのでしょうか。

(事業者) 一点補足説明します。放棄水田に面する湿地については、市道幹 2028 号の西側から水の供給源が来ています。今の湿地を涵養している水は、市道の反対側から来ていますので、今回の事業により、放棄水田への水の供給の状況は変化しないと予測しています。

(委員) アカガエルについては、当面は、過湿な生息環境が保全されるものと理解いたしました。モリアオガエルの件ですが、ダムや貯水池の流入部にピオトープ等を作ることがありますが、水位変動が激し過ぎて、なかなか過湿な状態が作れないというのが現実です。従って、先ほど回答いただいたような環境ができるように、設計者がその意志を汲んで、設計図書に反映して頂くことを願います。

次に、カヤネズミについて、オギ原が残るとのことですが、オギ原のような草原や、アカガエルの生息地である過湿地の植生では植生遷移が早いことが問題です。数年も経ちますと、ネザサや低木が生えてきて、カヤネズミの生息地ではなくなります。また、ネザサ群落は、過湿地を生息場所とする谷筋の生物にとってはかなり衰退した環境ですので、目標群落とはなりません。ネザサ群落ではなく、あいまいな表現になりますが、湿地性の草本植物群落を目標にされるべきと思います。

湿地性の草本植物群落を目標とすると、ほんの数年放置しても、周辺からの流入土砂や毎年生産される枯れ草の類いが堆積することにより、乾燥化が進んで水辺がなくなり、せっかく保全したにもかかわらず、アカガエルやホトケドジョウの生息場所がなくなってしまう可能性があります。

従って、湿地草本群落の中味として具体的には、ミヤマシラスゲだけではなく、ミゾソバの優占する植分があっても良いしセリが疎らに生える植分があっても良い。環境条件についても水面の広さや水深をどの程度にするのか、どのような状態にするのかを明確にすることが重要です。また、目標とする植生や環境条件を維持するために、どのように植生管理するのかを明記して頂きたい。そうすることによって、5年後の事後調査のときに「確認していてよかった」、長期的にも「変わった生き物がいる」と

来園する子ども達が楽しめる環境になるのではないかと思います。

もう一度言いますが、沈砂池の構造は、かなり工夫する必要があるということ。また、自然界の法則として植生遷移がありますので、目標とする植生をはっきり定め、植生管理をどうするかを明記して頂きたいと思います。

(委員) 私は、事業計画地の周辺でハクビシンを見たり、死体を拾ったり、またアライグマも見たりしています。供物等は、しっかり清掃するとのことですが、お墓に供えられるものは、彼らのエサになります。アライグマやハクビシンが入り込むと、アカガエル等を保全されても、ほとんど食い尽くされてしまいます。従って、余程しっかりと場内の整備をしたり、掃除したりする必要がありますので、これらの対応も併せて検討して頂きたい。

(事業者) 準備書第6章の p.6-22 と p.6-23 に「事後調査計画」を記載していますが、放棄水田については、事後調査の中で、移植した植物のモニタリングを実施します。動物についても、一時避難、移植したもののモニタリングをしていく計画を立てています。

(委員) 繰り返しになるかも知れませんが、移植した植物が定着してよかったということではなく、守ろうと思った湿地性生物の生息環境を今後維持できるような計画案、設計図面にして頂きたいということです。

10年、20年と湿地として持続できる田んぼの構造なり、水が流入する構造なり、過湿地を維持できる構造、加えて、植生遷移に対応する維持管理計画を明記して頂きたいということです。

(事業者) ただいまのご指摘を反映させて頂きたいと思います。

(委員) 準備書に示されているほ乳類の調査結果ですが、事業計画地周辺に生息している哺乳動物をしっかり確認しようという意識を持って充分に実施されたものでしょうか。特にコウモリの仲間は、滋賀県のレッドデータブックにも掲載されるような希少種がたくさん生息しているにもかかわらず、種類を特定できないバッドディテクターによる調査のみとなっております。問題だと思えます。

(委員) 猛禽類の調査は別立てで、詳細に行われていますが、フクロウも猛禽類です。フクロウは、生態系の上位性種には挙がっていますが、詳細な調査が行われていない。生態系の上位性種の評価のところで、2回声は聞いたものの、おそらく繁殖場所はないと推察されていますが、調査は夜間に行わなければならないし、年間4回程度の調査頻度では、フクロウの生息状況や繁殖状況は判断できません。

フクロウは、夜行性の猛禽類であり、猛禽類から除外してオオタカやハチクマに比べて非常に薄い調査しかしていないということは問題だと思えます。しかも、生態系の上位性種として挙げている以上は、しっかり調査をしないと正しく評価できないと思えますので、どのような調査をされたのか、なぜ猛禽類から外したのかをお伺いしたい。

(事業者) 調査自体は経験のある調査員が実施しております。フィールドサイン調査、トラップ調査、調査頻度等については問題のないように実施しておりますので、そのあたりは整理して、後日報告させて頂きたいと思えます。

(委員) 水質のことで質問します。準備書に記載された平水時、出水時の結果は、不確定要素が多いということで、工事の際にはほとんど使い物にならないと思います。また、準備書 p.6-22 に挙げられている「事後調査計画」も非常に簡単な調査になっていますので、もう少し内容を詰めて詳細に示して頂きたい。

まず、工事中の濁水ですが、日本とは違い、海外でよく言われているノンポイントソース(面源負荷)の一つには、こういった建設工事現場からの濁水が挙げられています。従って、「事後調査計画」に記載される「造成工事の最盛期における降雨後」の調査の「造成工事の最盛期」がいつであることを示して頂きたい。そして、実際に雨が降り出してから、濁水がいつ発生して、いつまで続き、下流の河川へどういった影響があるかを見極めなければならないので、頻度や調査時期についての詳細な計画を立てて頂きたいと思います。

事後調査計画を示した表 6-17(1)の上には、「事後調査の結果、予測を超える環境影響が生じていることが判明した場合には、その原因を究明するとともに、環境保全措置の強化や追加を行うこととする」と記載されていますが、実際に工事で濁水が発生して、事後調査を行って、原因究明をしている間に工事が終わってしまったということでは、何の対策にもなりませんので、あらかじめ発生する濁水を評価する指標や基準を設定して、程度に応じた対応策をきちんと明記して頂きたい。

次は浄化槽排水です。供用後の厨房排水等についても、計画書段階において、油分対策についての指摘があったと思いますので、油分を調査項目に追加して頂きたい。調査の時期、頻度に関しては、「供用後の繁忙期に2回程度」と記載されていますが、計画書段階の審査会において、既存墓園でのピーク時と非ピーク時の状況を説明し、今回の墓園では繁忙期、閑散期、そして通常の土日といった3パターン程度で自主モニタリングが管理上必要であろうと話されていますので計画を見直して頂きたい。

また「施肥成分の流出」については、使用後に2回程度測定するとのことですが、計画書段階の審査会でも指摘があったように、通常は水が停滞する天ヶ瀬ダムが直下にあります。また上流には、滋賀県等が多大な努力をして、下水道を整備する等して、環境基準のAタイプの基準を満たしている瀬田川があります。今、事業計画地は山林であり、窒素、リンの負荷の影響を考慮する必要はありませんが、事業により、下流に窒素、リンの負荷を追加することになり、天ヶ瀬ダムでの富栄養化、アオコの発生に繋がるおそれもありますので、施肥に関する管理計画や排水基準等を設定した上で、事後調査計画を詳細にして頂きたい。

天ヶ瀬ダムは、下流に対する水資源という観点で重要な位置にありますので、伐採樹木をチップ化される場合等も下流に流出して、ダムの管理に支障をきたさないようにも配慮して頂きたい。

(事業者) 今、準備書で示している事後調査計画は、今の時点で考えている概略ですので、ご指摘いただいた点を踏まえて検討し、詳細な計画をお示ししたいと思います。

(委員) ぜひともお願いします。工事中の濁水については、細心の注意を払って頂きますようお願いいたします。

(委員) 景観について質問します。まず、準備書 p.5-11-4 の眺望地点からの景観写真で、ほとんど地点からしか見えないとのことですが、地点の曾束緑地を地点に設定された理由と、集落の中から全く見えないのかを教えてください。

それから、準備書 p.5-11-5 の予測結果で、「建物はベージュ系色を基調とした色彩を多用する」とこととされた理由と、建物に屋根を設置するか等の建物内容を教えて頂きたい。

(事業者)眺望地点 についてですが、事業計画地から曾束集落側にかけては、市道幹 2028 号の法面があることに加え、集落側からみて事業計画地が高い位置にありますので、集落から事業計画地は見えません。

建物についてですが、緑地が大部分を占める墓地公園の計画であり、アースカラーをベースにするため、ベージュを考えています。屋根は、基本的に陸屋根を予定していますが、管理棟の納骨法要室の部分にハイサイドライトを導入するため、一部は鋼板の屋根になると考えています。

(委員)眺望について、集落からは見えないということですが、事業予定地の前の道路(市道幹 2028 号)からも見えないのでしょうか。

(事業者)見えません。

(委員)また、眺望地点 ですが、もとの山林がなくなって風景が変わることは仕方ないと思いますが、いかに建物を目立たせないかということ考えると、「ベージュ」という表現では非常に弱いと思います。

以前の景観は、もっと濃い緑で明度が低かったのですが、今回芝生になれば明度が高くなると思います。従って、建物だけでもベージュにこだわらず、芝生よりも明度の低い色にして頂くか、建物自身をもう少し緑で遮へいして頂きたいと思います。

それと、サインや広告等、案内の掲示が使われると思いますが、そのこともしっかり説明して頂く必要があります。建物は、全面の市道からは見えないとのことですが、サインや広告についても景観上配慮して頂きたいと思います。

(事業者)景観上の問題として具体的に明記させて頂きます。

(委員)埋蔵文化財ですが、事業計画地には周知の遺跡がありませんので、この程度しか記載できないと思います。しかし、工事開始後、重要な遺跡等が見つかったら、工事をストップして調査したり、遺跡の部分を保存してお墓を設置したり、工事計画や事業計画の変更を余儀なくされるため、遺跡等が出てきても申告しない下請けの業者もたまにいらっしゃるの、そのようなことがないように事業者から周知徹底して頂きたいと思います。

それと、準備書 p.1-49 の図面と p.1-58 の図面に使用されている地図が違いますが、何か特別な理由があるのでしょうか。

(事業者)地図について、準備書 p.1-58 の図面は、風致明示境界線を明確に示すために縮尺の大きい地図を使用しました。

(委員)縮尺の違う地図を使用された理由はわかりました。あえてお答え頂く必要はありませんが、地図に示された地形が違いますので、少し疑問に思いました。

(事業者) 確認したいと思います。

(委員) 伝承文化についてお聞きします。準備書 p.5-15-2 の表に記載されている「地元住民への聞き取り」調査とはどのような調査でしょうか。

(事業者) 地元の伝承文化の聞き取りは、地元の自治会長さん、長老さんを中心に、年間でどのような行事を行われるかをお聞きし、その中で貴船神社や不動尊等についても教えて頂きました。

(委員) では、幅広い世代の方に聞き取り調査を実施されたということですか。

(事業者) はい。曾東地域には、一村一社一寺という伝統的な生活形態があり、集落から離れた方も夏祭りのときだけは戻ってこられること等もお聞きしました。

(委員) それと、準備書 p.5-15-1 の表の伝承文化の調査項目には、土地の利用方法が記載されていますが、その結果は記載されていないと思います。事業計画地の中には過去田んぼであった場所がありましたが、例えば、田んぼ以外の土地利用の有無に関することは確認されているのでしょうか。また、事業計画地とその周辺にまつわることにしても情報を収集していただきたいと思います。

(事業者) 現在の事業計画地は、山林と一部で田んぼが放棄水田になっています。また瀬田川沿いには風致地区があります。

(委員) 廃棄物で、お尋ねしたい点があります。準備書 p.5-13-15 の「建設廃棄物等発生量」の表ですが、「伐採樹木」の再生利用率が 72% で、廃棄物として処分する量が 2,250 t というのはかなりの量になりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

(事業者) 伐採樹木の処分量が 2,250 t となっていますが、枝葉の部分についても全量を再利用する方向で検討しています。従って、再生利用率が 72% 以上になるように検討したいと思います。

(委員) チップにすれば、燃料等に利用できる時代だと思います。夾雑物が混じったり、土がついていたりして、再利用できない等の条件はあると思いますが、他の事業と比較しても熱心に取り組んでいると思われるような再生利用率にして頂きたい。

(事業者) わかりました。

(委員) 水生生物の関係で意見を述べます。一点目は、はじめの質問にもありましたが、モリアオガエルの関係です。モリアオガエルの産卵場所とする沈砂池ですが、多くの池は、30° から 45° くらいの斜面を有する構造であるイメージがあります。そのような池の水際に枝葉を張り出すような構造が、本当に可能かどうかを今一度検討して頂きたい。私は無理ではないかと思います。

2点目ですが、先ほど水路の図面を見せてもらい、説明をお聞きしましたが、かつての自然工法に近

い護岸は用をなさないと思います。

3点目です。事業計画地の大半は芝地になるため、全体が乾燥地になると思います。従って、水脈が相当枯れるのではないかと考えています。沈砂池や水路を設置されて、事業計画地北西側の放棄水田の部分は水源を多少確保できるかも知れませんが、もう少し検討されて、「駄目なものは駄目」とはっきり記載することが、準備書や評価書ではないかと思います。

4点目も同じです。ミティゲーション的な話がありました。準備書 p.6-15 に、「移植」や「一時避難」に関する記載があります。気持ちは分からない訳でもありませんが、移植先で移植した生物が生息できる望みがあるのでしょうか。生息環境としての許容量がなかったり、もともと生息できない環境であったり、色々な条件がありますので、かなり望みが薄いと思います。このようなことは書かないで、「できないことはできない」、「ここは駄目になる」、「これだけ減る」と言ったことを、はっきり明言し、可能性があれば、低くても一度は移植等を試してみる、そういうことがアセスメントではないかと考えます。

(事業者) 沈砂池の構造については、幼生が陸上に上られるようなスロープを付ける工夫はしております。

(委員) 指摘しているのは、水際の植物のことです。

(事業者) 移植については、改変される場所に生息する生物を一時退避したり、移植したりすることを考えております。少しでも生物の移動を手助けしたいと考えてのものです。

(委員) 分かりますが、それを環境負荷の低減や軽減だという表現にしないで頂きたい。

(事業者) 表現を検討させていただきます。

(委員) 今の委員のご指摘は、そのとおりだと思いますが、対策として、可能ならば考えて頂きたいという思いで発言します。準備書 p.6-15 に記載されている「移植」の件ですが、移植する部分が広く書かれ過ぎていると考えています。というのは、植生図では、移植する部分の大半はネザサ群落であり、そもそも水生動物が生息できる環境では無いわけです。従って、そのような場所を改善したり、もとの田んぼのような湿地にしたりすることによって、新たに水生動物が生息できる環境にすることは可能だと考えますので、ご検討いただければと思います。

(事業者) ネザサ群落と表現している部分は、放棄水田の湿地にネザサが繁茂した状態になっているので、ネザサ群落と表現しています。

(委員) 先ほどの委員のご指摘は、移植対象種がすでに生息している環境に、生物を移植しても過当競争になるという主旨だったと思います。その点について、水面のなくなったネザサ群落を利用することは可能ではないか、という提案ですので、今のご回答は主旨が違うと思います。

(事業者) 了解しました。

(委員) 今日現地を確認させて頂きました。事業計画地の北側に残土置き場があり、かなり不安定な状態となっているにもかかわらず、その取扱いが工事計画に記載されていません。どのように対応されるのでしょうか。

工事中の濁水の発生について議論されていますが、放置されれば降雨時には濁水の発生源になりそうですし、言及していただいた方がよいと思います。

(事業者) 残土置き場の部分は、手をかけないと、雨が降ったら土砂が流れてしまうと思いますので、法面にして植栽する方向で検討したいと思います。

(委員) 現状に問題があるということですので、対応策を含めて記載して頂きたいと思います。

(事業者) 分かりました。

(委員) 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、これをもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。

(審 査 会 終 了)